

病状説明等に関するお知らせ

平成31年4月1日より施行された「働き方改革関連法」に伴い、厚生労働省より、医師の負担軽減や長時間労働の短縮に向けた取り組みを実施することが義務化されました。

当院でも、より安全で質の高い医療を実践するため、医師など職員の長時間労働による健康への影響を考慮し、診療時間外・休日労働の削減に取り組んでおります。

つきましては、担当医師からの病状説明並びに病院職員との退院に向けての面談などは、

原則、平日（月曜～金曜日）の時間内（午前9時～午後5時まで）とさせていただきます。

患者さんにご家族の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※なお、救急患者、病状の急な変化により緊急に説明が必要な場合は、適宜対応いたします。

平成31年4月22日

社会保険大牟田天領病院

病 院 長